

この申立てができるのは後見人等に選任され、後見事務計画書と財産目録を提出してからです。売却相手と売却金額が決まってから申立てをしてください。

## 居住用不動産処分(売却)許可申立てについて

横浜家庭裁判所家事部後見係  
電話045-345-3482  
FAX045-681-4183

居住用不動産処分許可申立てに必要な書類は、以下のとおりです（ただし、審理のために必要な場合は、これ以外の追加書類の提出をお願いすることがあります。）。

### 申立てに必要な書類及び費用等

#### 1 申立書等

- 申立書     報告書     契約書（案）  
※ 「申立ての実情」欄については、不動産を売却する必要性及びその代金をどのように本人のために使用するか記入してください。
- 売却する不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）  
※ 既に提出されている場合は不要です。
- 売却することについての本人親族の同意書  
※ 同意書で意思を確認させていただきたい親族とは、万が一本人が亡くなったときに相続人となる方々（推定相続人）です。
- 売却する不動産の価格の妥当性についての資料  
※ ①査定書及び②市役所等で発行されている不動産に関する評価証明書（例：土地課税台帳登録事項証明書等）を必ず添付してください。
- 不動産を購入する方の住所氏名（個人の場合）又は本店所在地、商号、代表者名（法人の場合）  
※ 審判書に記載しますので正確に記載してください。

#### 2 申立人及び本人についての書類

- 申立人の住民票又は戸籍の附票
- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- 本人の住民票又は戸籍の附票

※ 本籍や住民票上の住所に変更があった場合にのみ提出してください（変更がない場合は提出不要です。）。

#### 3 費用

- 収入印紙800円分
- 郵便切手92円分（内訳：82円1枚，10円切手1枚）

#### ※ 注意点

申立てから許可までに、通常2～3週間を要します。取引に余裕を持って申立てをしてください。

申立書の提出窓口は、本館1階の後見係になります。

提出の際に窓口が混雑して、お待たせする場合がございます。申立書の提出は、郵便でもできますのでご利用ください。

（点線で切り取ると宛名として利用できます。）

〒231-8585  
横浜市中区寿町1丁目2番地  
横浜家庭裁判所後見係 行